

事 案	病院の開設者が、病院の管理者となることができる者である場合に、他の者に病院を管理させる場合。 ※ 医師又は歯科医師が開設する病院において、開設者が他の医師又は歯科医師に病院を管理させる場合
根拠法令	医療法第 12 条第 1 項ただし書き、同法施行規則第 8 条
提出期限	事前
提出窓口	管轄保健所
添付書類	1 臨床研修修了登録証の写し（該当者のみ。保健所で原本照合済み） 2 医師免許証もしくは歯科医師免許証の写し（保健所で原本照合済み） 3 履歴書（現住所、氏名、生年月日、学歴及び職歴が記載されているもの。職歴については、就職、退職の旨およびその時期が明確に記載されていること）
提出部数	2 部
手数料	なし

様式の審査要領	
「申請者」欄	1 開設者個人の住所及び氏名が記載されていること。
1 病院名	1 開設許可又は変更届がなされている名称が、記載されていること。（現に開設している病院の名称）
2 開設の場所	1 地番まで正確に記載されていること。
3 診療科名	1 医療法施行令第 3 条の 2 に規定されている診療科名であること。 2 医療法第 6 条の 6 第 1 項による厚生労働大臣の許可を受けた診療科名とは、「麻酔科」である。（医療法施行規則第 1 条の 10 第 1 項） 3 麻酔科を標榜する場合は、「麻酔科標榜許可書」の写し（保健所で原本照合済みのもの）を添付すること。
4 現在の許可病床数	1 一般、療養、精神、結核及び感染症の病床種別ごとの病床数が記載されていること。 2 開設又は変更許可病床数は、開設許可又は変更許可を受けた病床数が記載されていること。 3 使用許可病床数は、現在受けている構造設備使用許可病床数が記載されていること。
5 管理者の設置理由	1 管理者の設置理由が、具体的に記載されていること。 2 開設者が既に、病院あるいは診療所を管理しているためといった単に営利を目的とする理由は許可の対象とはならない。 3 許可の対象となる理由の例 (1) 開設者が病気のため。 (2) 開設者が研修等で不在となるため。 (3) 現診療所を廃止し、病院を開設するが診療所に継続患者があるため。 4 上記(2)及び(3)の理由による場合は、期限が明記されていること。
6 管理者	1 現管理者の住所、電話番号、氏名及びその者が診療を廃止しようとする年月日が記載されていること。 2 管理者にしようとする者の免許証の写し及び履歴書が添付されていること。様式、免許証の写し及び履歴書の記載事項（氏名、生年月日、住所、電話番号、医籍登録年月日、医籍番号等）に齟齬がないこと。 3 免許証の写しには、保健所の原本照合がなされていること。 4 履歴書には、現住所、氏名、生年月日、学歴、職歴が記載されていること。 5 履歴書の職歴については、就職、退職の旨及びその時期が明確に記載されていること。 6 免許証と履歴書の氏名が一致していること。異なる場合は、免許証の籍訂正の申請を

	<p>させること。（医師法施行令第 5 条、歯科医師法施行令第 5 条）</p> <p>7 既に、病院又は診療所の管理者になっている者は、新たに病院の管理者にはなれない。（医療法第 12 条第 2 項）</p> <p>8 平成 16 年 4 月 1 日時点において現に医師免許を受けている者及びそれ以前に医師免許の申請を行った者であって平成 16 年 4 月 1 日以後に医師免許を受けた者（医師法第 16 条の 4 第 1 項の規定による登録を受けた者とみなし、「臨床研修修了登録証の写し」の添付は不要とする。）</p> <p>9 平成 18 年 4 月 1 日時点において現に歯科医師免許を受けている者及びそれ以前に歯科医師免許の申請を行った者であって平成 18 年 4 月 1 日以後に歯科医師免許を受けた者（歯科医師法第 16 条の 4 第 1 項の規定による登録を受けた者とみなし、「臨床研修修了登録証の写し」の添付は不要とする。）</p> <p>「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 15 年 6 月 12 日付け医政発 0612004 号厚生労働省医政局長通知）</p> <p>「歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 17 年 6 月 28 日付け医政発第 0628012 号厚生労働省医政局長通知）</p>
<p>その他</p>	<p>※ 当該許可を受けた後、管理者の変更を行った際には、管理者変更届（様式 7）の提出が必要。</p>
<p>参考法令</p>	<p>○医師法施行令 （医籍の登録事項）</p> <p>第 4 条 医籍には、次に掲げる事項を登録する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 登録番号及び登録年月日 2 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名、生年月日及び性別 3 医師国家試験合格の年月 4 法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定による処分に関する事項 5 法第 7 条の 2 第 2 項に規定する再教育研修を修了した旨 6 法第 16 条の 4 第 1 項に規定する臨床研修を修了した旨 7 その他厚生労働大臣の定める事項 <p>（登録事項の変更）</p> <p>第 5 条 医師は、前条第 2 号の登録事項に変更を生じたときは、30 日以内に、医籍の訂正を申請しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項の申請をするには、申請書に申請の事由を証する書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 <p>○医療法</p> <p>第 10 条 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が医業をなすものである場合は臨床研修等修了医師に、歯科医業をなすものである場合は臨床研修等修了歯科医師に、これを管理させなければならない。</p> <p>2 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が、医業及び歯科医業を併せ行うものである場合は、それが主として医業を行うものであるときは臨床研修等修了医師に、主として歯科医業を行うものであるときは臨床研修等修了歯科医師に、これを管理させなければならない。</p> <p>第 12 条 病院、診療所又は助産所の開設者が、病院、診療所又は助産所の管理者となることができる者である場合は、自らその病院、診療所又は助産所を管理しなければならない。ただし、病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、</p>

	<p>他の者にこれを管理させることができる。</p> <p>2 病院、診療所又は助産所を管理する医師、歯科医師又は助産師は、その病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除くほか、他の病院、診療所又は助産所を管理しない者でなければならない。</p> <p>第 46 条の 5</p> <p>6 医療法人は、その開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者を理事に加えなければならない。ただし、医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を二以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。</p> <p>7 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p>
--	--